

# 業種区分の点検について

---

# 基本問題小委員会における主なご指摘

## 第1回基本問題小委員会(H23.9.30)

- 受注者側からすると、元請も下請もある。どのような立場から答えを出すかというのは大変難しい。
- 今後の社会資本について、補修・修繕が増えるといった方向づけを出し、それに対して業種区分がどのように変わるか。今までの不備を見直すということのみではなく、国レベルで将来像を考えることは、進める上の大前提。
- サプライサイド、業界の意見だけではなく、顧客、エンドユーザー(発注者、元請等)が買いたいサービスに合った業種が用意されているかということが重要。
- 業種を細かくしても、複数業種に跨って自由に許可を受けられるのが現状。そのような縛り方との関係も考えなければ、業種の細分化、統合化を行っても実質的には意味がない。この点を全体的に調整して検討すべき。

## 第2回基本問題小委員会(H23.10.24)

- 業種における工事の範囲を広げた場合、ある特定の工事ができるば、広い範囲の工事まで請け負うことが可能になってしまうと言えないのではないか。
- 業種における工事の範囲を狭めた場合、業種にあてはまらない工事が出てきてしまうこと、建設業者の営業範囲によっては、それまで単一業種だったものが複数業種に跨ってしまうこと等が言えるのではないか。
- 業種区分の点検において、各団体が基幹技能者について熱心に取り組んでいることも考慮すべきではないか。
- 業種毎に建設工事の例示で挙げられている工事等について、技術者が共通した能力として担保できるのかという視点からの整理が必要。

## 中央建設業審議会総会(H23.11.11)

- 業種の統合を行うのであれば、建設業界にも納得してもらえる説明が必要。

# 業種区分と技術者資格 (詳細版)

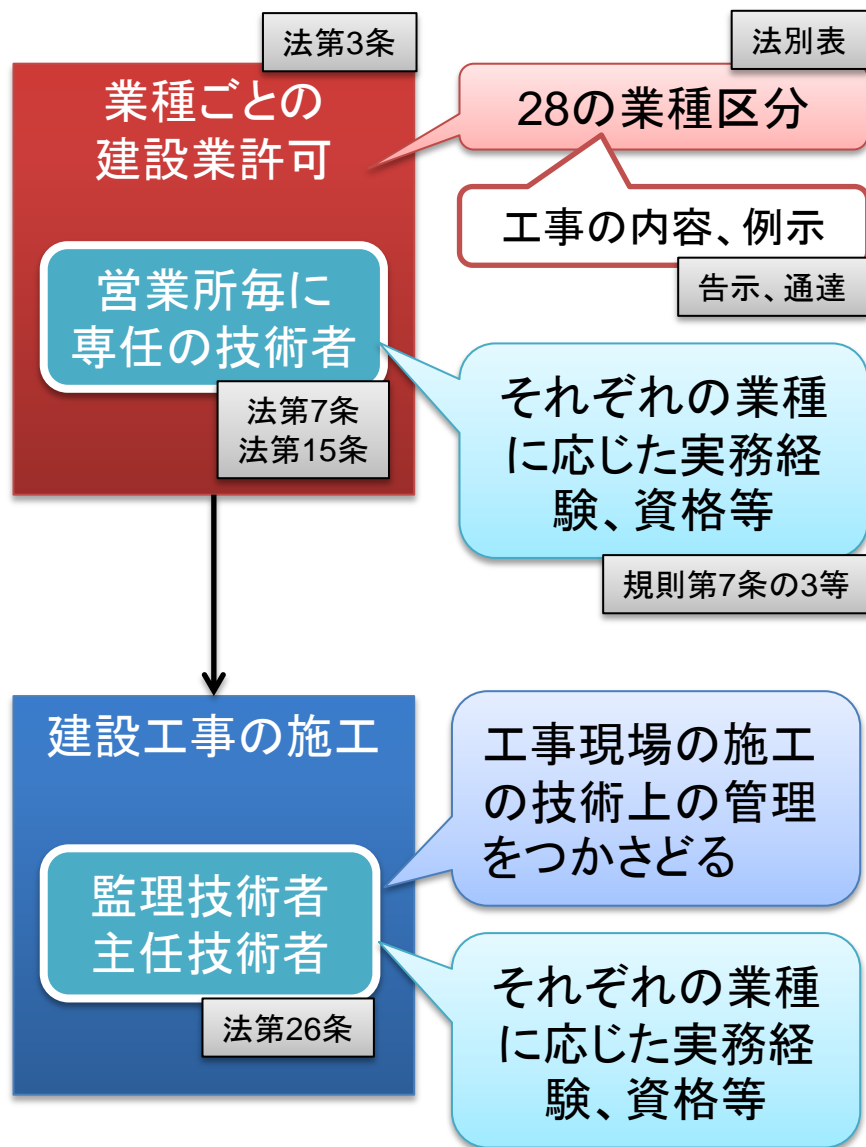
		土木	ほ装	しゅんせつ	水道施設	とび・土工	塗装	石	鋼構造物	建築	大工	屋根	内装仕上	左官	鉄筋	板金	ガラス	防水	熱絶縁	建具	電気	管	機械器具設置	電気通信	造園	さく井	清掃施設	消防施設				
技術検定	機械																															
	土木	土	土	土	土	土薬	塗	土	土																							
	建築					軀	仕	仕	軀	建	軀仕	仕	軀仕	仕	仕	軀	仕	仕	仕	仕	仕											
建築士等								—	—二	—二木	—二	—二	—二								電気	管			造園							
技術士	農業土木等	建設	建設	建設	衛生[水質、廃]	上下水道	農業土木等		建設[鋼]												建設	電気電子	衛生	機械[熱、流体]	電気電子	森林[林、森土]	建設	上下水道[上]	衛生[廃]			
電気工事士等						地すべり防止工事士+1年																電気工事士(二種は+3年)	電気主任技術者+5年	計装士+1年	主任技術者+1年	給水装置工事		電気通信主任技術者+5年	地すべり防止工事士+1年	消防設備士		
技能士(二級は+3年)						とび、コンクリート圧送、型枠、ウエルポイント	塗装、路面標示	ブロック建築、石材、コンクリート積みブロック	鉄工[製缶、構造物鉄工]		建築大工		スレート	建築[板金、かわり板、スレート]	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック	コンクリート積みブロック

注1) 監理技術者となれる資格は、一級の技術検定、一級建築士、技術士のみである。

注2) 「+1年」等は、当該資格に加えて必要な実務経験年数を表す。

凡例	技術検定	建築士等	技術士	技能士	
	土木施工管理技士 土木 薬液注入 塗	建築施工管理技士 建築 軀 仕	一級建築士 二級建築士 木造建築士 建築設備士	農業土木等 農業[農業土木]、森林 [森林土木]、水産[水産土木] 衛生 水質:水質管理、廃:廃棄物管理 建設 鋼:鋼構造及びコンクリート	機械 熱:熱工学、流体:流体工学 森林 林:林業、森土:農業土木 上下水道 上:上水道及び工業用水道
	※1級には、種別がない		※対応する総合技術監理部門も資格要件	※複数業種の資格組立要件は、ブロック建築、コンクリート積みブロック、建築板金のみ	

# 業種別許可制度の概要



建設業を営もうとする者は、業種ごとに許可を受けなければならない。建設工事の種類(28種類)ごとに許可。

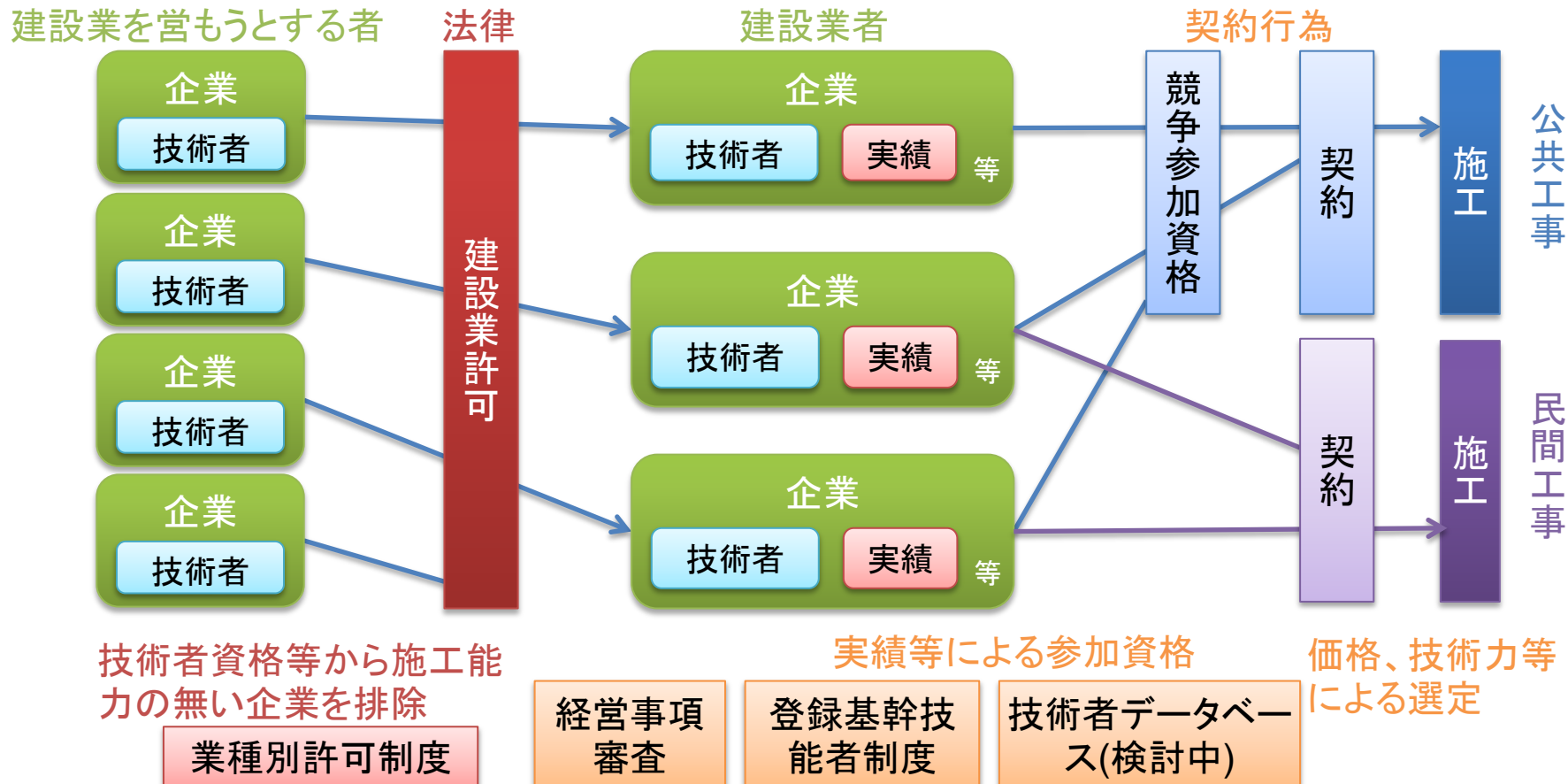
業種毎の具体的な工事の内容及び例示は、国土交通省告示及び局長通達に示されている。これらは、必要に応じて改正されてきた。

許可を受けるためには、営業所ごとに専任の技術者を置く必要がある。技術者には、それぞれの業種に応じた実務経験、資格等が求められる。

建設工事の施工の際には、監理技術者、主任技術者(工事現場の施工の技術上の管理をつかさどる者)を置く必要がある。監理技術者等にも、それぞれの業種に応じた実務経験、資格等が求められる。

# 業種別許可制度の性質

- 建設工事は、特性の異なる多種多様な施工技術の組合せにより実施。業種区分とは、この施工技術の特性等によって建設工事をグルーピングし、その種類を明示するもの。
- 業種別許可制度とは、建設工事の種類ごとに建設業許可を行うもの。許可のためには、それぞれの業種に応じた実務経験、資格等を有した技術者が必要。
- このことにより、適正な施工の確保や取引の安定化に効果があり、また、専門工事業の地位の安定化にもつながってきた。



# 業種区分に関する調査 調査結果の概要

- 概要

- 目的

- 業種区分の実態と建設業界の要望を把握し、業種区分の点検の基礎資料とする

- 調査対象

- 建設業者団体等

- 調査期間

- 9月8日～30日

- 調査結果

- 調査票の配布 110団体

- 調査票の提出 76団体

- 要望あり 42団体

- 業種新設 28団体

- 業種統合 0団体

- 工事内容、例示 17団体

※提出された調査票の記載に基づく

※基本問題小委員会(第2回)資料では未反映であった調査結果を含む。

# 業種新設の要望

## 一式工事

団体名	要望業種名	関連業種名	工事の内容
(社)日本空調衛生工事業協会	機械設備一式	管、熱絶縁、水道施設、消防施設	建築物に係る機械設備を設置

## 専門工事

団体名	要望業種名	関連業種名	工事の内容
<b>既存業種の分割</b>			
(社)全国クレーン建設業協会	建設機械	とび・土工	重量物の運搬配置
全国基礎工業協同組合連合会	建設機械	とび・土工	くい打ち、くい抜き、場所打ぐい、連続壁くい、仮設のくい打ち
(社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	建設機械	とび・土工	生コンクリートを機械的圧力により運搬・配分し、工作物を築造
(社)日本機械土工協会	土工	とび・土工	土砂等の掘削、盛上げ、締固め等
(社)日本グラウト協会	地盤改良	とび・土工	地盤の安定と地下水の流動化防止
(社)全国特定法面保護協会	法面保護	とび・土工	法枠、吹付、緑化等による法面保護
ダイヤモンド工事業協同組合	切断穿孔	とび・土工	コンクリート等の構造物等をダイヤモンド工具を用いて切断穿孔
(社)日本潜水協会	潜水	とび・土工	港湾・空港等の構造物の水中工事
全国仮設安全事業協同組合	足場	とび・土工	足場、支保工、シート、ネット等の組立、解体、変更、安全点検
(社)プレストレスト・コンクリート建設業協会	プレストレストコンクリート構造物	土木、とび・土工	プレストレストコンクリート構造物の築造、補修、補強等
(社)日本基礎建設協会	基礎	土木、建築、とび・土工	くい打ち、くい抜き、場所打ぐい
(社)全国解体工事業団体連合会	解体	土木、建築、とび・土工	建築物、土木工作物等の解体、足場組立
(社)日本冷凍空調設備工業連合会	空調・冷凍	管、機械器具設置	冷暖房等の設備等を設置
全国ダクト工業団体連合会	ダクト	管、消防施設	空気調和、換気設備等に関するダクトを製作し取付け
(社)日本建設大工工事業協会	型枠	大工	型枠の製作、加工、組立又は解体
全国圧接業協同組合連合会	鉄筋継手	鉄筋	鉄筋コンクリートの中の鉄筋継手
(社)全国鐵構工業協会	鉄骨	鋼構造物	形鋼、鋼板等の加工又は組立により建築物の主要構造体を築造
全日本畳事業協同組合	畳製造	内装仕上げ	畳製品の製造、販売、据付、補修
<b>既存業種の再編</b>			
(社)日本空調衛生工事業協会	空調衛生	管、熱絶縁、水道施設、消防施設	空調衛生工事
(社)全国道路標識・標示業協会	交通安全施設	とび・土工、塗装	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、はり付け
(一社)日本運動施設建設業協会	運動施設	土木、とび・土工、ほ装、造園	自然土、芝生、化学合成材料等により競技施設等を建設
(一社)日本トンネル専門工事業協会	トンネル	土木、とび・土工、鉄筋、舗装、防水、機械器具、電気通信	トンネル工事における掘削等の専門工事
(一社)マンション計画修繕施工協会	(住宅)改修	建築、左官、とび・土工、石、電気、管、タイル・レンガ・ブロック、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、電気通信、建具、消防施設等	住宅の維持保全のための計画的な維持修繕・改修
<b>既存業種に該当がない</b>			
あと施工アンカー工事協同組合	あと施工アンカー		コンクリート等に設備を設置するためのアンカーを施工
日本ガラスフィルム工事業協会	フィルム	ガラス、内装仕上	ガラス飛散防止フィルム等を建築用窓ガラスに貼付
(公社)日本下水道管路管理業協会	下水道管路維持管理	土木	下水道管路の補修・改築等維持管理
(一社)日本管路更生工法品質確保協会	管路更生	土木	管路(下水道、農業用水、上水道、ガス等)の修繕・改築等の更生
(社)全国建設機械器具リース業協会	建設機械レンタル		建設機械のレンタル

※提出された調査票の記載に基づく

※基本問題小委員会(第2回)資料では未反映であった調査結果を含む。



- 新設等の要望団体
  - 一式工事業の新設
    - 公共工事の発注実態との整合(発注区分が複数業種にまたがる)
  - 既存業種の分割
    - 技術的専門性や施工形態から、独立した工事分野が形成されている
    - 当該工事を請け負う業者数、完工高のデータ把握が困難
    - 不適格な業者の排除(施工能力を有しない業者の参入防止)
    - 経営事項審査の評点で不利
    - 業種の名称の持つイメージと工事内容が合致しない
    - 社会的認識、地位を向上させたい
    - 人材確保、育成を図りたい
  - 既存業種に該当する業種がない
    - 建設業許可、経営事項審査、発注において、業種の扱いが統一されていない
    - 不適格な業者の排除(施工能力を有しない業者の参入防止)
    - 発注者が発注しやすい業種区分を設けるべき
    - 社会的認識、地位を向上させたい



- 内容、例示の改正要望団体
  - 工事内容の変化に対応して、より実態に即したものとすべき
  - 民間資格や登録基幹技能者の活用のため、対応する例示を入れて欲しい
- その他の団体
  - 投資が減少する中で、分離分割発注が増加し、技能者の専任配置等排他独占的な受注形態となれば、業種の細分化は、専門工事業としての中小、零細企業の増加、総合建設業の経営基盤の弱体化を招くおそれがある
  - 「建設工事の内容」は、より実態に即した見直しが必要
  - 現行の業種区分は、契約、施工等の各段階において定着しており、特段の不都合は生じていない
  - 現行の業種区分を前提に社内体制や施工体制を整備しており、変更は企業の負担増等につながるため、慎重に検討願いたい
  - 一般論として、一式工事とともに、関連する多くの専門工事の許可が必要な状況にあり、28業種は多すぎる

# 現在の業種区分

業種区分	完成工事高(十億円)			許可業者数(百社)			元請比率		他業種の許可との重複	関連する新設要望
	(a)H6 ~H10	(b)H16 ~H20	(b/a)	(c)H6 ~H10	(d)H16 ~H20	(d/c)	全体 H16~H20	民間 H16~H20		
土木	35,168	17,944	51%	1,511	1,620	107%	63%	17%	-	下水道管路維持管理、管路更生、解体、基礎、プレストレストコンクリート構造物、トンネル、運動施設
建築	52,210	34,567	66%	2,133	1,991	93%	82%	64%	-	解体、基礎、(住宅)改修
大工	861	544	63%	578	643	111%	15%	14%		型枠
左官	449	275	61%	140	178	127%	9%	7%		(住宅)改修
とび・土工	2,940	2,264	77%	1,386	1,663	120%	13%	8%		建設機械、切断穿孔、潜水、足場、地盤改良、土工、法面保護、あと施工アンカー、解体、基礎、プレストレストコンクリート構造物、交通安全施設、(住宅)改修、トンネル、運動施設
石	221	317	143%	380	565	149%	46%	32%	シ(63%)	(住宅)改修
屋根	642	498	78%	231	323	140%	23%	19%	タ(71%)	
電気	11,020	7,229	66%	482	528	110%	49%	37%		(住宅)改修
管	7,376	5,412	73%	778	912	117%	38%	29%		機械設備一式、空調冷凍、空調衛生、ダクト、(住宅)改修
タイル・れんが・ブロック	592	426	72%	236	313	132%	11%	9%	屋(74%)	(住宅)改修
鋼構造物	2,837	1,832	65%	450	665	148%	23%	12%		鉄骨
鉄筋	509	301	59%	80	121	151%	3%	2%		鉄筋継手、トンネル
ほ装	3,264	1,653	51%	737	957	130%	40%	9%	水(76%)	トンネル、運動施設
しゅんせつ	75	79	104%	259	425	164%	39%	10%	石(85%)	
板金	363	354	97%	107	160	150%	15%	15%		(住宅)改修
ガラス	310	219	71%	73	116	159%	23%	20%		(住宅)改修、フィルム
塗装	1,203	955	79%	299	447	149%	37%	29%		(住宅)改修、交通安全施設
防水	534	459	86%	111	203	183%	15%	9%		(住宅)改修、トンネル
内装仕上	2,609	2,278	87%	487	611	126%	36%	34%		畳製造、(住宅)改修、フィルム
機械器具設置	5,563	4,698	84%	161	186	116%	60%	51%		空調冷凍、(住宅)改修、トンネル
熱絶縁	363	317	87%	50	95	188%	13%	13%		機械設備一式、空調衛生
電気通信	2,373	2,115	89%	91	124	135%	50%	40%		(住宅)改修、トンネル
造園	1,020	620	61%	310	347	112%	52%	27%		運動施設
さく井	84	69	81%	32	32	99%	53%	33%		
建具	2,269	1,356	60%	179	222	124%	6%	6%		(住宅)改修
水道施設	1,024	631	62%	668	890	133%	63%	13%	ほ(82%)	
消防施設	280	193	69%	149	155	104%	23%	17%		機械設備一式、空調衛生、ダクト、(住宅)改修
清掃施設	854	413	48%	8	7	86%	68%	33%		
(該当無し)										建設機械レンタル

注)「他業種の許可との重複」欄は、専門工事業同士の重複保有率がどちらも60%以上のものを記載している。(例えば、石工事業保有者のしゅんせつ工事業保有割合と、しゅんせつ工事業保有者の石工事業保有割合は、どちらも60%以上となっている。) (H23.3末現在)

# 業種区分の点検結果

- 建設投資の減少を受け、一部の業種を除き、完成工事高は減少傾向にある。一方、許可業者数は、総合工事業は直近は減少しているが、専門工事業は、概ね横ばいから微増傾向にある。
- 現在の業種区分は全体としては安定的に機能している。
- 時代の変遷により、建設工事自体が内容的にも変化している。その結果、
  - 専門工事の中には、専門分化が進んだ分野を含むものがある。
  - 専門工事の中には、複数の業種を含んで一式工事的内容で発注されるものがある。
  - 新しい技術による工事には、現在の業種区分のどこに区分されるか明確にされていないものがある。

# 業種区分の見直しによるメリット・デメリット

見直しの方向	メリット	デメリット
業種の細分化	<ul style="list-style-type: none"> <li>•建設技術の高度化、専門化に対応</li> <li>•業種に対応する試験制度を創設することで、施工に必要な知識や技術の担保が可能</li> <li>•当該建設工事の実績を有していない 建設企業の排除（不良不適格業者の排除）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•建設企業によっては受注できない建設工事が発生</li> <li>•業種の数の増加による建設企業及び許可行政庁の負担の増大</li> <li>•施工管理が複雑化</li> <li>•重層下請け構造を促進させる恐れ</li> </ul>
業種の統合化	<ul style="list-style-type: none"> <li>•建設工事の総合的な管理が可能</li> <li>•建設工事の責任の所在が明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•当該建設工事の実績を有していない建設企業が参入する恐れ（適正な施工が確保されない恐れ）</li> </ul>

# 業種区分の見直し方針（たたき台）

- 現在の業種区分は全体としては安定的に機能しており、抜本的見直しの必要性は見受けられない。
- 建設市場の趨勢を踏まえつつ、業種区分の機能・効用や社会的ニーズ等の観点から見直すべきものがあるか、以下の条件を満たすものについて個別に検討する。
  - 疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保または社会的課題の解決に顕著な効果が見込まれる
  - 現在、ある程度の規模を持ち、今後工事高の増加が見込まれる(既存業種のうち、他業種と比較して規模が極めて小さいものは、存置の必要性を検討する。)
  - 当該工事に必要な技術が専門化しており、また、対応する技術者資格等が設定できる。
- また、実態を踏まえ、建設工事の内容、例示の見直しを検討する。
- なお、この他、
  - 登録基幹技能者制度の一層の活用
  - 技術者データベース(検討中)の活用
  - 民間の施工技術向上の取り組みの支援 等により、技術の向上や不適格業者の排除等を図る。

# (参考) 現行28業種区分の内容 (1/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事 (補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆喰、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ) その他基礎的ないしは準備的工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事



# (参考) 現行28業種区分の内容 (2/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事